

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	アルフレッサ株式会社				
所在地	東京都千代田区内神田一丁目 1 2 番 1 号				
入札参加停止の期間	令和 5 年 5 月 2 日 から 令和 5 年 7 月 1 日まで (2 か月)				
事実概要	対象会社は九州エリアにある独立行政法人国立病院機構の病院が発注する特定医薬品の入札において、独占禁止法に違反する行為があったため、令和 5 年 3 月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。				
理由	入札参加停止措置要領別表第 2 第 5 号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
備考	【入札参加停止措置要領別表別表第 2 第 5 号】 <table border="1"><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)</td><td>4 か月以上 18 か月以内</td></tr></table> <p>※要領第 4 第 8 項に該当することから入札参加停止期間に 2 分の 1 を乗じた期間とする。</p>		独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)	4 か月以上 18 か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)	4 か月以上 18 か月以内			